

広島県内大学合同説明会運営業務 委託仕様書

1 背景・目的

広島県においては、令和2年度以降、県内大学・短期大学（以下、「大学等」という。）への県内外からの進学者が減少傾向にあり、特に、県外高校から県内大学等への進学者が大きく減少していることから、大学進学時の転出超過は拡大している状況にある。

本業務は、大学進学時における転出超過の改善に向け、県内大学等との連携を強化し、県外で広島県に関心の高い地域において、県内大学等の認知拡大と志願者確保を目的として、広島県内の大学等が一堂に会した合同説明会（以下「本説明会」という。）を開催することとし、この業務を委託により実施する。

2 業務名

広島県内大学合同説明会運営業務

3 説明会の概要

（1）日 時：令和8年3月25日（水） 12:00～17:00

※開催時間は、提案に応じて変更可能とする。

（2）会 場：山口市民会館（山口県山口市中央2丁目5-1）

（3）主 催：広島県

（4）参加大学等：広島県内に所在する大学・短期大学24校（出展予定ブース数：21ブース）

（5）対象者：高校生、保護者、高校教員など

※開催時期（3月下旬）を鑑み、高校生の来場者は1、2年生（新2、3年生）となることが想定されるため、高校1、2年生の進路検討状況に即したメニューを実施する。

（6）内 容：

- ・ 参加大学等の個別相談ブースの設置
- ・ 高校生の満足度向上のためのメニューの実施
- ・ 保護者向けの情報発信メニューの実施
- ・ 参加大学等の個別相談ブースへ来場者の回遊を促す仕掛けの実施
- ・ 情報発信コーナーの設置

（7）目標値：

- ・ 当日の来場者数 200名以上
- ・ アンケートで満足と回答した参加大学等の割合 70%以上
- ・ アンケートで満足と回答した来場者の割合 90%以上

4 契約期間

委託契約締結日から令和8年3月31日まで

5 業務の内容

次に掲げる業務の全てに係る管理・運営を行うこととし、業務の円滑な執行にあたり、綿密に県と打ち合わせを行うものとする。

- ・ 事業全体の企画・管理
- ・ 説明会の開催・運営
- ・ 集客・広報活動

(1) 事業全体の企画・管理

事業の実施に当たっては、受託者は事務局を設置し、次に掲げる業務の対応を行うこと。

ア 会場との調整

会場使用に係る必要な手続き、備品手配、使用料（施設、備品、空調等）の支払い等の対応を行うこととし、その費用は、総事業費に含めること。

なお、今回の積算に当たっては、会場施設※の使用料は 208,780 円とし、冷暖房や設備器具等の費用は必要に応じて別途総事業費に含めること。

※会場施設（大・小ホール及び展示ホール）：前日（3/24）は 18 時～22 時、当日（3/25）は 9 時～22 時で予約済み

イ 参加大学等への企画説明・出展内容の調整

本説明会の準備に際し、契約後に県と調整した内容について参加大学へ説明し、その後、参加大学等から要望が出た場合には、県に相談の上、逐次対応すること。

ただし、本説明会への大学等の出展意向のとりまとめ等は県が行う。

ウ 来場者への対応

広報活動開始とともに、一般からの問い合わせ対応可能な電話回線を用意すること。

参加申込が必要な場合には、受託者で準備しとりまとめること。

エ 説明会全般の総合調整、進捗状況の報告

オ イベント保険への加入

説明会開催中の来場者に係る傷害保険に受託者において加入し、その費用は、総事業費に含めること。

そのほか、業務の円滑な執行にあたり、県と綿密に打ち合わせを行うものとする。また、進捗状況報告等の必要な資料について、県から依頼があれば速やかに提出するとともに、業務の実施に際し、県の要請に速やかに応じること。

(2) 説明会の開催・運営

ア 会場設営

本説明会に係る会場設営及び会場内外の各種装飾・サイン掲示を実施すること。本説明会終了後、設営物の撤去、搬出並びに清掃を行い、現状復旧すること。施設の備品の貸出利用や会場の使用方法については、会場ルールを十分に留意すること。また、本説明会で使用する掲示物などは、県と協議の上、受託者が用意すること。

イ 会場内の各種メニュー・仕掛け

(ア) 県内参加大学等の個別相談ブースの設置

参加大学等の個別相談ブースを設置すること。個別相談ブースは標準的な装飾に止め、来場者の回遊に支障が無いようにすること。

(イ) 高校生の満足度向上のためのメニュー

高校生にとって魅力的で訴求力のあるメニューを企画・実施すること。

(特記事項)

- ・ 提案するメニューの形態は問わないが、会場内で実施すること。
- ・ 提案内容は受託者側で完結するものとし、県や参加大学等の関与を前提としないこと。
- ・ 本説明会開催時間内で終了するスケジュール設定とし、本説明会開催中ずっと実施する場合は、いつでも他のブースとの間で出入可能な形態とすること。

(ウ) 保護者向けの情報発信メニュー

子どもの大学進学に向け、保護者に有益な情報を提供するメニューを企画・実施すること。

(特記事項)

- ・ (イ) の特記事項と同様。

(エ) 県内参加大学等の個別相談ブースへ来場者の回遊を促す仕掛け

来場者を複数の参加大学等の個別相談ブースに誘導するため、会場内の回遊を促進する仕掛けを企画・実施すること。

(特記事項)

- ・ 特定のブースに来場者が集中しないための工夫をすること。
- ・ 参加特典等でプレゼントの提供が見込まれる場合には、広島県に関連するもので統一した提案をすることとし、選定にあたっては県と相談した上で決定すること。

(オ) 情報発信コーナーの設置

県内大学の特徴や広島県の魅力を発信するコーナーを設置すること。装飾は、個別相談ブースと同程度とすること。なお、コーナーの具体的な展示物^{※1}・投影物^{※2}等は県において企画することとし、それに係る掲示物を県と調整の上、作成すること。

※1 県内大学・短期大学の所在地等を示した大型マップのデザイン・作成(掲示用)

※2 大学提供の動画の放映など

ウ その他共通事項

会場内外の誘導に必要な人員を確保し、来場者の流れや回遊に支障が無いようにすること。

(3) 集客・広報活動

ア 広報活動の実施

高校生、保護者、高校教員を中心とした広報活動を実施すること。また、広報活動は、11月中旬ごろまでに開始すること。

(特記事項)

- ・ 対象者への広報活動は、計画的かつ、直接間接を問わず幅広い経路による周知を行うこと。
- ・ 周知活動の反応等を通じて、逐次来場者数の見込みを把握し、状況に応じて臨機応変な周知活動を実施すること。
- ・ 企画した各種メニューを活かした周知活動を実施すること。

イ 広報資材の作成

上記の広報活動の提案に沿って、必要な広報資材の作成を行うこととするが、チラシ、ポスター、専用WEBページは、必ず作成すること。

(チラシ、ポスター作成上の特記事項)

- ・ ポスターは広報活動開始の早期段階で作成し、チラシはより具体的な内容を含み作成することとし、それぞれの記載内容を工夫すること。
- ・ チラシ及びポスターは、山口県内高校(77校)への配布及び当日会場内外の掲示に係る部数を必要最低限として作成すること。
- ・ チラシの規格は、「A4版縦」、「両面(表面:カラー、裏面:単色)」、「紙質70kg程度」とすること。

- ・ ポスターの規格は、「B 3 版縦」、「片面カラー」、「紙質 110 kg 程度」とすること。

(専用 WEB ページ開設上の特記事項)

- ・ 広報活動開始とともに、本説明会の実施に係る専用ページを開設し、進捗に応じて随時更新すること。
- ・ 必要に応じて申込フォームを用意するなど、来場者の利便性向上を図ること。
- ・ なお、受託者が既存のプラットフォームを運用している場合に、既存ホームページとの併用は容認するが、本説明会が、他の事業と明確に区別され、来場者が確実に認知できるようにすること。

(4) 事業スケジュール及び実施体制の作成

上記(1)～(3)を実施するにあたって、事前にスケジュール及び実施体制を作成し、本説明会に必要な人員を配置した上で、責任者及び担当者、その業務所掌範囲を明らかにし、業務を進めていくこと。なお、受託者が作成したスケジュール及び実施体制を基に、県との協議によりスケジュールを決定するものとする。

上記(2)、(3)の業務に関し、受託者から提案された具体的な内容については、本説明会の仕様を構成するものとする。また、本業務の趣旨・目的に沿い、一層効果的な事業内容とするために、予算額内で実施できる受託者独自の提案を受けた場合についても、同様とする。

6 報告書の提出

実施報告書を取りまとめ、A 4 版縦で出力が可能なレイアウトで作成し、PDF 及び編集可能なデータ(.docx/.xlsx/.pptx)で作成し提出すること。なお、実施写真データは報告書とは別にデータで提出することとする。報告書は令和 8 年 4 月 10 日(金)までに、広島県環境県民局高等教育担当へ提出すること。

7 その他

- (1) WEB 広告の利用にあたっては、WEB サイト利用者の嗜好にあった広告配信が可能なコンテンツ連動型広告などを利用して、広告配信を行う場合は、社会通念上不適切と考えられるサイトへの掲載を排除するよう努め、掲載先サイトを定期的に確認すること。また、不適切サイトへの掲載が認められた場合は、直ちに県に報告するとともに、県の対応指示に従うこと。
- (2) 受注者は、委託業務の執行にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合には、直ちに県と協議・調整を行うこと。
- (3) 受注者は、委託業務の実施過程で生じた事故や災害等については、大小に関わらず県に早急に報告し、指示を仰ぐこと。
- (4) 契約の締結、委託業務の履行に必要な費用は、特段の定めのない限り、全て受注者が負担すること。

- (5) 委託業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、県は受注者に協議を申し出る場合があり、受注者は委託費の範囲内において仕様の変更に可能な限り応じること。
- (6) 本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、両者協議の上、これを解決するものとする。